



福井 節子 議員

加齢性難聴者の補聴器購入に、補助制度の創設を

問

WHOでは、軽い難聴の段階で補聴器をつけることを推奨しているが

答

一定の基準を満たし身体障害者手帳をお持ちいただくことで給付を受けることができます

ます。

問

高度難聴でなければ、身体障害者手帳の対象とならないのでは。

答 健康福祉部長

身体障害者手帳の対象になるには両耳70デシベル以上です。医師の診断や聴力検査で基準に該当された方が対象になります。

答 健康福祉部長

聴力だけでなく、加齢による身体機能の低下などによる介護・フレイル予防のために、出前講座や運動教室などに組んでいきます。

問

「聞こえにくさにより外出を控えたり、会話を避けたりするなど活力の低下を招き、社会的孤立につながる」と、答弁があった。認知機能低下を防ぐため、補聴器の有効性や普及についての広報等に取組まれているか。

問 加齢性難聴の方の補聴器購入に、市独自の補助制度の創設をすべきでは。

答 健康福祉部長

難聴など聴覚に一定の障がいがあり、日常生活に支障のある方には、身体障害者手帳をお持ちいただくことで、補装具費支給事業により、補聴器の購入に要する費用に対し給付を受けていただくことができます。まずは、身体障害者手帳を取得していただいたうえで、制度をご利用いただいています。なお、高齢者福祉施策の充実の観点から、全国市長会等から国に対し補助制度の創設の提言がされている

問

「この課題は高島だけでなく全国共通の課題」と、必要性を市も認めている。県内でも7市町に助成制度が広がっており、国・県の支援待ちではなく、市独自の支援策が必要だが。

答 健康福祉部長

加齢に伴う身体機能の低下は、誰にでもおこることであり、助成制度の実施には、一定の財源も必要になります。



問

世界保健機構（WHO）では、軽い難聴の段階で補聴器をつけることを推奨しているが。

答 健康福祉部長

一定の基準を満たし、身体障害者手帳を取得していただくことで、補聴器購入費用に

答 健康福祉部長

身体障害者手帳を持てば、自己負担が基本1割です。加齢による身体機能の低下は、どなたにも起こりうるものであり、全国共通の課題であることから、助成制度は国の責任で実施すべきと考えます。

問

社会的孤立を生まないよう、国・県の支援策が確立するまで、市での支援策を求めたいがどうか。